

大学院学則・諸規則

別府大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 この学則は、別府大学学則第3条により、別府大学（以下「本学」という。）に設置する大学院について必要な事項を定める。

第2条 本学大学院は、「真理はわれらを自由にする」という建学精神を基礎に、学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の目標をかかげ教育研究活動を推進する。

- 一 創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を育成する。
- 二 高度な専門知識と能力を持った職業人として社会の発展を担う人材を育成する。
- 三 国際的視野に立って教育研究交流をすすめるとともに、国際社会で活躍できる能力を持った人材を育成する。
- 四 地域にある大学院として特色ある教育研究活動を推進する。
- 五 社会の多様なニーズに応える生涯学習の場として教育研究活動を推進する。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検及び評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

第2節 組 織

(研 究 科)

第4条 大学院に、次の研究科をおく。

- 一 文学研究科
- 二 食物栄養科学研究科

(学位を与える課程)

第5条 本大学院の課程は、修士課程と博士課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野にたつて精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して活動を行い、又はその他の高度の専門的な

業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第6条 第4条に規定する各研究科に、次の専攻をおく。

- 一 文学研究科 日本語・日本文学専攻
史学・文化財学専攻
臨床心理学専攻
- 二 食物栄養科学研究科 食物栄養学専攻

2 前項の臨床心理学専攻及び食物栄養学専攻は修士課程とする。

3 各研究科及び各専攻の教育目標等は別に定める。

(学生定員)

第7条 本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	日本語・日本文学専攻	10	20	3	9
	史学・文化財学専攻	10	20	3	9
	臨床心理学専攻	10	20	—	—
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	10	20	—	—
計		40	80	6	18

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第8条 本学大学院は、学長がその校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の校務をつかさどる。

第10条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格要件を満たす本学教授をもってあてゐる。ただし、必要があるときは、本学の准教授、講師又は助教をもってあてゐることができる。

2 本学大学院に非常勤講師をおくことができる。

3 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第4節 大学院委員会

(大学院委員会)

第11条 本学大学院に、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、次の委員をもって組織する。
 - 一 大学院委員会委員長
 - 二 研究科長
 - 三 各専攻から選出された各1名の教授
- 3 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたる。
- 4 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第12条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長、当該研究科の専任教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第6節 学年・学期及び休業日

(学 年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。
- 4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を実施することができる。

(授業を行わない日)

第15条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 春期休業日
 - 四 夏期休業日
 - 五 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。

- 3 大学院委員長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第2章 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修 業 年 限)

第16条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱う。

(在 学 年 限)

第17条 修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

第2節 入学・転入学・再入学

(入 学 時 期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国子女及び博士後期課程入学者は、後学期の始めに入学することができる。

(入 学 資 格)

第19条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 その他本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 本学大学院博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国の大学において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 その他本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第20条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、学力試験及び面接を行い、所定の調査書等を総合して入学を許可する者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及びその他の必要書類と共に、所定の入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に大学院委員長は入学を許可する。

(転入学・再入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院に転入学、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

一 修士の称号を有する者

二 他の大学院に在学する者で、転入学を志望する者

三 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

四 本学大学院を退学した者

2 選考の方法は研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第24条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第25条 文学研究科及び食物栄養科学研究科における専攻の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第26条 授業科目の履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第27条 研究指導は、本学大学院の担当教員が行う。

(留学及び他の大学院における履修等)

第28条 学生は、外国の大学院で学修することが、教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、当該大学院と協議のうえ、留学することを認めることができる。

第29条 学生は、他の大学院の授業科目を履修することが、教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、当該大学院と協議のうえ、当該大学院の必要な授業科目を履修することを認めることがある。

第30条 第28条及び第29条の規定により、留学又は他の大学院において履修する期間は、第17条の期間に含める。

2 前項の期間の学修成果は、10単位を限度として、本学大学院で修得した単位と認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第31条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を越えない範囲で本学大学院に入学した後において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(単位の認定)

第32条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。

第4節 休学・復学・退学・除籍・転学

(休学)

第33条 疾病その他止むを得ない理由のため、3カ月以上修学することができないときは、医師の診断書その他事由を証明する書類を添えて大学院委員長の許可を受け、1年以内休学することができる。ただし、特別な事情があるときは、その期間を2年まで延長することがある。

2 休学の時期は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めとする。

3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、大学院委員長は休学を命ずることができる。

(復学)

第34条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ願い出、大学院委員長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(退 学)

第35条 疾病又はその他の事由によって退学しようとする者は、研究科長を経て大学院委員長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第17条に定める在学年限を超えた者
- 二 第33条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

(転 学)

第37条 学生が、他の大学院に入学又は転学を志願するときは、予め研究科長を経て大学院委員長の許可を受けなければならない。

第5節 修了の要件と学位の授与

(修 了 要 件)

第38条 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、本学大学院に5年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会が認めた場合に限り、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査等)

第39条 学位論文の審査等については、別に定める。

- 2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。
- 3 研究科は、その目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(最 終 試 験)

第40条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第41条 第38条の規定により修士課程を修了した者には、修士の学位、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の博士課程を修了することなく、博士の学位を得ようとする者が、本学大学院の博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与する。

- 3 授与する学位の名称は、次のとおりとする。

文 学 研 究 科	修士 (文 学)
	博士 (文 学)
食物栄養科学研究科	修士 (栄養学)

第6節 免許状・資格

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第42条 本学大学院において教育職員免許法に定める中学校教諭、高等学校教諭、栄養教諭の専修免許状を取得しようとする者は、それぞれ中学校教諭、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状の所要資格を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項で取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専 攻 名	免許状の種類	教 科 名
日本語・日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国 語
	高等学校教諭専修免許状	
史学・文化財学専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
	高等学校教諭専修免許状	地 理 歴 史
臨 床 心 理 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
食 物 栄 養 学 専 攻	栄養教諭専修免許状	

- 3 教職課程履修に関する規程は、別に定める。

(資格の取得)

第42条の2 本学大学院において公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法施行規則第2条で定められた公認心理師となるために必要な科目を修め、大学院の課程を修了し、修士の学位を取得しなければならない。なお、公認心理師国家試験受験資格取得に関する規則は、別に定める。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第43条 学業性行の優良な者又は学生の模範となるべき者があるときは、学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第44条 本学大学院の学則及び訓育の趣旨に違背し、又は学生心得に背く者は、その軽重にしたがい、学長がこれを懲戒することがある。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良にして改善の見込がないと認められる者

二 正当な理由なくて、出席常でない者

三 懲戒を重ねても反省しない者、又は本学の秩序を乱した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第8節 厚 生 保 健

(医 療 施 設)

第45条 医療施設は大学と共用し、学生の保健管理にあたる。

(学 生 寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第9節 研 究 施 設

(研 究 施 設)

第47条 本学大学院生は、研究達成のため、本学の施設設備を利用することができる。

2 本学大学院に、院生研究室その他の研究施設を設ける。

第10節 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 一般社会人等で、本学大学院の一又は複数の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、研究科委員会で選考の上、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合は単位を与える。

(特別聴講学生)

第49条 他大学院学生で、特定の授業科目について聴講を希望するものがあるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生には、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合、単位を与える。

(研 究 生)

第50条 研究科において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(委 託 生)

第51条 公共団体又はその他の機関から、本学大学院の特定科目について修学を委託されたときは、当該研究科委員会で選考の上、委託生として許可することがある。

(外国人留学生)

第52条 外国人で本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

(細 則)

第53条 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

第11節 入学検定料・入学金・授業料及びその他の諸納入金

(授 業 料 等)

第54条 学生は本学所定の授業料その他の諸納入金（以下「納入金」という。）を所定の期日までに納入しなければならない。

2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学検定料を徴収しない。

3 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学金を徴収しない。

(納入金の額)

第55条 納入金の額は、次のとおりとする。

文学研究科

日本語・日本文学専攻 博士前期課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	200,000円

史学・文化財学専攻 博士前期課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	200,000円

臨床心理学専攻 修士課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	200,000円

日本語・日本文学専攻 博士後期課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	200,000円

史学・文化財学専攻 博士後期課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	200,000円

食物栄養科学研究科

食物栄養学専攻 修士課程

入 学 検 定 料	30,000円
入 学 金	150,000円
授 業 料	400,000円
教 育 研 究 料	400,000円

2 既に納付した納入金は返還しない。

(分 納)

第56条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を、次の2期に分けて納入することができる。

前期（4月から9月まで） 納期4月20日まで

後期（10月から翌年3月まで） 納期9月30日まで

(退学・除籍・転学・停学期間の授業料)

第57条 退学(懲戒による退学を含む)、除籍、転学の場合、及び停学期間中であっても、その期に属する所定の授業料及び教育研究料を徴収する。

ただし、死亡、第36条第1項第3号または第4号の定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

(休学期間の授業料)

第58条 休学期間中の授業料及び教育研究料は、免除する。

(修了延期者の納入金)

第59条 修了を延期する学生のうち、1年間延期する学生は、第55条に準じ納入金を納入する。

2 前期もしくは後期の半期のみ延期する学生は、授業料及び教育研究料の年額の2分の1に相当する額を納期までに納入する。

納入しないときは、研究科委員会の議を経て除籍することがある。

(長期履修学生、科目等履修生等の納入金)

第60条 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託生の入学検定料、授業料等の諸納入金については、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、第58条(休学期間中の授業料)については、学則の施行日前に在籍する者にも適用する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

※【別表】(学則第6条3)は【別府大学大学院研究科の理念と教育目標】に記載のため省略。

文学研究科 日本語・日本文学専攻 博士前期課程

– 59 –

[別表] (学則第25条)

文学研究科 日本語・日本文学専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本文学研究Ⅰ (上代)		12		修了要件単位数 所定の授業科目について12単位 以上を修得すること。
	日本文学研究Ⅱ (中古)		12		
	日本文学研究Ⅲ (中古・中世)		12		
	日本文学研究Ⅳ (近世)		12		
	日本文学研究Ⅴ (近世)		12		
	日本文学研究Ⅵ (近代)		12		
	日本文学研究Ⅶ (現代)		12		
	日本語学研究Ⅰ		12		
	日本語学研究Ⅱ		12		
	社会言語学研究		12		

[別表] (学則第25条)

文学研究科 史学・文化財学専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本史研究ⅠA		2		修了要件単位数 ・ 所定の授業科目について32単位以上を修得すること。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していること。 ・ 特殊研究は、A、B併せて1科目として、2科目8単位以上を修得すること。 ・ 演習は同一科目8単位以上を2年間にわたって履修すること。ただし社会人入学の場合に限って1年次で同一分野の2つの演習を修得し8単位とすることができる。 ・ テーマ研究は、4科目8単位以上を修得すること。
	日本史研究ⅠB		2		
	日本史研究ⅡA		2		
	日本史研究ⅡB		2		
	日本史研究ⅢA		2		
	日本史研究ⅢB		2		
	アーカイブズ学研究A		2		
	アーカイブズ学研究B		2		
	西洋史研究ⅠA		2		
	西洋史研究ⅠB		2		
	西洋史研究ⅡA		2		
	西洋史研究ⅡB		2		
	東洋史研究A		2		
	東洋史研究B		2		
	考古学研究ⅠA		2		
	考古学研究ⅠB		2		
	考古学研究ⅡA		2		
	考古学研究ⅡB		2		
	考古学研究ⅢA		2		
	考古学研究ⅢB		2		
	民俗学研究A		2		
	民俗学研究B		2		
	文化財保存科学研究A		2		
	文化財保存科学研究B		2		
	文化財保存修復研究A		2		
	文化財保存修復研究B		2		
	美術史学研究A		2		
	美術史学研究B		2		
	地理学研究A		2		
	地理学研究B		2		
演 習	日本史演習		8		
	アーカイブズ学演習		8		
	西洋史演習		8		
	東洋史演習		8		
	考古学演習		8		
	民俗学演習		8		
	文化財保存学演習		8		
	美術史学演習		8		
	地理学演習		8		
テ ー マ 研 究	史料学研究Ⅰ		2		
	史料学研究Ⅱ		2		
	アーカイブズ研究Ⅰ		2		
	アーカイブズ研究Ⅱ		2		
	アーカイブズ研究Ⅲ		2		
	アーカイブズ研究Ⅳ		2		
	アーカイブズ研究Ⅴ		2		
	異文化交流研究Ⅰ		2		
	異文化交流研究Ⅱ		2		
	文化財学研究Ⅰ		2		
	文化財学研究Ⅱ		2		
	文化財学研究Ⅲ		2		
	文化財学研究Ⅳ		2		
	文化財学研究Ⅴ		2		
	文化財学研究Ⅵ		2		
	文化財学研究Ⅶ		2		
	文化財学研究Ⅷ		2		
	歴史資料論Ⅰ		2		
	歴史資料論Ⅱ		2		
	歴史資料論Ⅲ		2		

[別表] (学則第25条)

文学研究科 史学・文化財学専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
特 殊 研 究	日本史研究		12		修了要件単位数 所定の授業科目について12単位 以上を修得すること。
	東洋史研究		12		
	西洋史研究		12		
	考古学研究		12		
	民俗学研究		12		
	美術史学研究		12		
	文化財保存学研究		12		
	地理学研究		12		

[別表] (学則第25条)

文学研究科 臨床心理学専攻 修士課程

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
臨床心理学特論Ⅰ		2			修了要件単位数 ・ 所定の授業科目について32単位以上を修得すること。ただし、修士論文提出には、1年次修了時で、20単位以上修得していること。 ・ A群～E群の中から10単位以上修得すること。
臨床心理学特論Ⅱ		2			
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）		2			
臨床心理面接特論Ⅱ		2			
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）		2			
臨床心理査定演習Ⅱ		2			
心理臨床学演習Ⅰ		2			
心理臨床学演習Ⅱ		2			
臨床心理基礎実習		2			
臨床心理実習		2			
心理実践実習Ⅰ			2		
心理実践実習Ⅱ			2		
A群	心理学研究法特論		2		
	臨床心理学研究法特論		2		
	心理統計法特論		2		
B群	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅰ（人格心理学特論）		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ（発達心理学特論）		2		
	教育分野に関する理論と支援の展開		2		
C群	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践Ⅱ（家族心理学特論）		2		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開（司法臨床心理学特論）		2		
	臨床心理関連行政論		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ（地域福祉学特論）		2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2		
D群	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ（精神医学特論）		2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅲ（障害児(者)心理学特論）		2		
	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ（心身医学特論）		2		
	精神薬理学特論		2		
	心の健康教育に関する理論と実践		2		
E群	投影法特論		2		
	グループアプローチ特論		2		
	非行心理学特論		2		

[別表] (学則第25条)

食物栄養科学研究科 食物栄養学専攻 修士課程

科 目 名	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
栄養科学研究領域				全ての研究領域に共通する要件 ・修了時に32単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査あるいは特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格すること。 ・修士論文の提出には、1年修了時に特別研究および特別演習のほか、14単位以上を修得すること。 ・選択した研究領域の特別研究12単位を修得すること。 ・選択した研究領域の特別演習2単位を修得すること。 ・「研究基盤領域」から2単位以上を修得すること。
公衆衛生・疫学特論		2		
医学生理学特論		2		
細胞生物学特論		2		
代謝生化学特論		2		
食品機能学特論		2		
食品加工保蔵学特論		2		
調理科学特論		2		
分子栄養学特論		2		
ライフステージ栄養学特論		2		
健康増進栄養科学特論		2		
食育・食行動学特論		2		
栄養ケアプロセス特論		2		
給食経営管理学特論		2		
公衆栄養行動特論		2		
栄養科学特別研究		12		
栄養科学特別演習		2		
食品科学研究領域				「栄養科学研究領域」を選択した場合 ・特別研究と特別演習のほか、「栄養科学研究領域」から12単位以上を修得すること。
食品物理化学特論		2		
発酵醸造学特論		2		
食香粧科学特論		2		
発酵食品学特論		2		
食品科学特別研究		12		
食品科学特別演習		2		
応用生物学研究領域				「食品科学研究領域」を選択した場合 ・特別研究と特別演習のほか、「食品科学研究領域」から8単位以上を修得すること。 ・「応用生物学研究領域」から2単位以上を修得すること。
分子生物学特論		2		
生命科学特論		2		
細胞工学特論		2		
生化学特論		2		
バイオテクノロジー特論		2		
環境微生物学特論		2		
応用微生物学特論		2		
応用生物学特別研究		12		
応用生物学特別演習		2		
研究基盤領域				「応用生物学研究領域」を選択した場合 ・特別研究と特別演習のほか、「応用生物学研究領域」から8単位以上を修得すること。 ・「食品科学研究領域」から2単位以上を修得すること。
栄養科学研究法特論		2		
生物資源科学研究法特論		2		
研究倫理特論		2		
研究統計特論		2		